

(仮称)厚田小中学校設立準備委員会 設置要項

平成28年 8月 3日決定

平成29年12月11日一部改正

平成28年6月30日、教育委員会会議(平成28年度6月定例会)において議決された「厚田区の学校整備の具体策について」に基づき、(仮称)厚田小中学校の設立に向けて必要な事項を検討協議し、同校の円滑な開校に資するため設立準備委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

1 検討協議する事項

- (1) 学校の特色づくりに関すること
- (2) コミュニティ・スクールに関すること
- (3) 教育カリキュラム(小中一貫教育等)に関すること
- (4) 校舎の施設機能に関すること
- (5) 校名や校章、校歌、教育目標等に関すること
- (6) スクールバスの運行や通学路に関すること
- (7) 既存校の閉校に係る支援に関すること
- (8) その他開校に向けて必要な事項に関すること

2 委員会の構成員及び人数

- (1) 保護者(既存の小中学校及び保育園のPTA代表者、各1名)
- (2) 学校関係者(既存校の代表者、各1名)
- (3) 学校支援推進員(既存校から各1名)
- (4) 厚田区地域協議会の代表者(1名)
- (5) 学識経験者(外部の有識者、2名)

3 委員会の代表

- (1) 委員会に、委員長1名及び副委員長1名を置く。
- (2) 委員長及び副委員長は、上記2の互選により定める。
- (3) 委員長は、委員会を総括し、会議を進行する。
- (4) 副委員長は、委員長が会議を欠席する場合において、委員長を代理する。

4 委員会の設置期間

上記1に係る一連の検討協議が終了するまでの期間とする。

5 庶務

委員会の庶務は、教育委員会生涯学習部総務企画課において処理する。